

鳥取県告示第54号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成25年1月29日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

名 称	主たる事務所 の所在地	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の名称	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の所在地	障害福祉サービスの 種類	指定年月日
合同会社 しょうぶ の郷	鳥取市菖蒲 732	しょうぶの郷	岩美郡岩美町大字浦 富2475-211	就労移行支援、就労 継続支援A型、就労 継続支援B型	平成25年1月 22日